

2019年3月18日

働き方改革に向けた取り組みの拡充について

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2019年4月1日（月）より、「働き方改革推進」の一環として、労働時間・休暇に関する制度を改定しますのでお知らせします。

【背景】

当行は中期経営計画で「お客さま・従業員の満足度NO.1の銀行」を掲げております。働き方改革推進を基本戦略と位置付け、「多様な人材の活躍（ダイバーシティ）」と「仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）」を推進するとともに、業務の効率化と生産性向上に努めております。

【目的】

今回の制度改定は、「従業員の多様な働き方の提供」や「働きやすさの環境整備」を通して、従業員のモチベーション向上と能力開発を促進し、お客さまに付加価値の高いサービスを提供できる人材を増やしていくことを目的としています。

【主な取組内容】

（1）制度休暇の拡充

年次有給休暇の取得を促進し、年間の総労働時間の短縮に繋がるよう制度休暇を拡充します。

①短期連続休暇（3日間）の新設

現行の冬休み（2日間）を廃止し、新たな制度により有給休暇を増日します。

②プラスアルファ休暇の新設（年度中に1日×2回取得）

心身にプラスアルファとなる時間を過ごすために取得する休暇制度です。

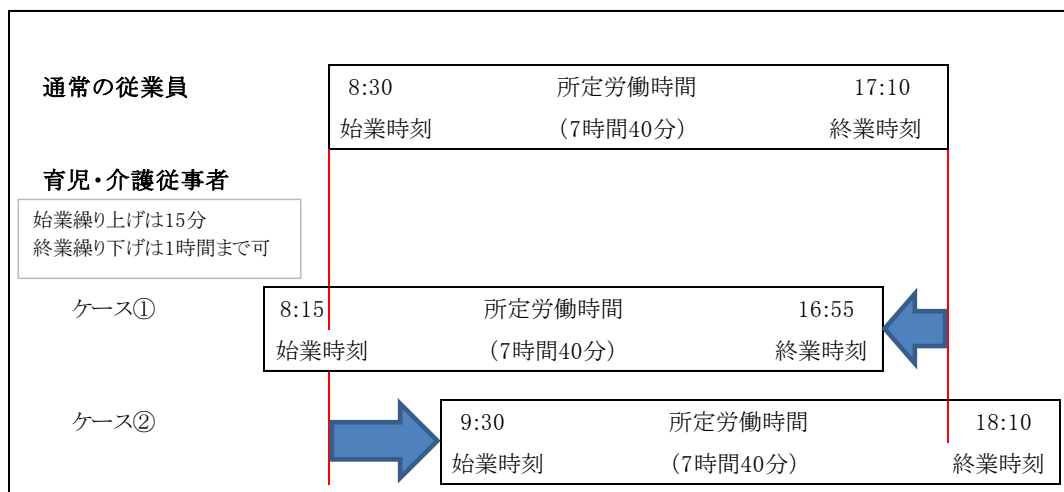
休暇名	連続休暇	【新設】 短期連続休暇	ファミリーデー 休暇	【新設】 プラスα休暇	《合計》
日数	5日	3日	2日 (1日×2回)	2日 (1日×2回)	12日

（2）有給休暇の時間単位取得制度の導入（年度中5日分を上限に取得可能）

1時間単位で取得できる制度を導入することで、育児・介護や通院・治療と仕事の両立、年次有給休暇取得率向上に繋がります。

(3) 育児・介護両立支援制度の拡充

育児や介護に従事する従業員は、所定労働時間を変更せずに始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げができる制度です。



(4) メディカルケア休暇制度の導入

通院・療養と仕事の両立を容易にするための**保存有給休暇制度（※）**です。

（1日・半日・時間単位で取得可能）

(5) チャイルドプラン休暇制度の導入

不妊治療と仕事の両立を容易にするための**保存有給休暇制度（※）**です。

（1日・半日・時間単位で年度中10日間を限度に取得可能）

（※） 消化できなかった有給休暇を一定限度（最大60日）積立保存し、限られた使用用途で取得することが可能な休暇制度です。

京葉銀行では、これからも働き方改革の推進を通して、ワーク・ライフ・バランスの促進とお客さま満足度の向上に努めてまいります。

以上